

令和4年度 集団指導・

立入検査計画等

〈有料老人ホーム〉

仙台市介護事業支援課

(令和4年6月 集団指導)

## 目 次

1	制度関係等について	p. 1
1.1	令和3年度介護報酬改定に伴う改正について	p. 1
1.2	その他の資料等について	p. 14
2	令和4年度立入検査について	p. 15
2.1	立入検査計画等について	p. 15
2.2	重点項目について	p. 19

## 1 制度関係等について

昨年度の集団指導資料にも記載しましたが、厚生労働省において、有料老人ホーム設置運営標準指導指針が令和3年4月に改正されました。入居者保護のため更なる指導の徹底を図る観点、令和3年度介護報酬改定を踏まえた内容の改正となっております。

※仙台市でもこの改正を踏まえて「仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針」を改正いたしました。適用日も厚生労働省の指導指針と同様に令和3年7月からとなっております。

### 1.1 令和3年度介護報酬改定に伴う改正について

令和3年度介護報酬改定に伴う改正箇所をまとめております。また、参考として介護報酬改定の基準や解釈を載せております。

○市指導指針：仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針（令和3年6月29日健康福祉局長決裁）

□厚労省通知：有料老人ホーム設置運営標準指導指針について（最終改正：令和3年4月1日老発0401第14号、平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）

◇厚労省指針：有料老人ホーム設置運営標準指導指針（最終改正：令和3年4月1日、平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知別添）

※市指導指針第3の規定により、厚労省指針の基準が一部を除いて適用されます。  
当資料では、その適用部分を記載しております。

◆参考資料：介護サービス事業所向け集団指導資料（施設指導係：【共通】）の該当部分抜粋

改正部分によっては、経過措置期間中の内容もありますが、その間は「行うよう努めなければならない」という努力義務になっており、また、経過措置期間終了時においては、対応ができているというものになります。そのため、未着手等の事項がもしございましたら、早目の検討/対応をお願い致します。（※経過措置等については、12頁に記載。）

## (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等について、認知症介護基礎研修を受講するための必要な措置を講じること。

◇厚労省指針7(2)

二 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、**認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置**を講じること。

◆参考資料 P4

(2)① 認知症への対応力向上に向けた取組の推進（※経過措置3年の間は努力義務）

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等について、認知症介護基礎研修を受講するための必要な措置を講じることが事業者の義務付け。
- ・事業所が新たに採用した職員は、新規/中途採用を問わず、当該義務付けの適用について、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに受講させることとする。

（参考「令和3年度介護報酬改定Q&A（vol.3）」問3～10）

## (2) 職場におけるハラスメント対策の強化

◇厚労省指針7(3)

二 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の**方針を明確化し、職員に周知・啓発**するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、**相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。**

また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

◆参考資料 P6

○事業主が講ずべき措置

- ④事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ⑤相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制整備

○事業主が講じることが望ましい取組（例示）

顧客からの著しい迷惑行為の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するための必要な体制整備、②被害者への配慮の取組、③被害防止のための取組。

（参考：介護保険最新情報 Vol. 988(令和3年6月8日付け)）

---

### (3) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害の発生時において、処遇を継続的に行う・早期の業務再開を図るための取組み

---

◇厚労省指針 8

(5) 業務継続計画の策定等

- イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。
- ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- ハ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

◆参考資料 P2

(1)② 業務継続に向けた取組の強化（※経過措置3年の間は努力義務）

・業務継続に向けた**計画等の策定**（感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して介護の提供を受けられるように定めるもの。）

○感染症に係る業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立 等）

○災害に係る業務継続計画（平時からの備え、緊急時の対応、対応体制 等）

・**研修**の実施（年2回以上及び新規採用時）

・**訓練**（シミュレーション）の実施（年2回以上）

※研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

※感染症予防及びまん延防止のための訓練、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない

参考：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

※いずれも仙台市HPに掲載しております。

(4) 非常災害対策について

◇厚労省指針 8

(6) 非常災害対策

イ 非常災害に関する**具体的計画**を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な**訓練**を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

ロ イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

◆参考資料 P2 ※上記の「(1)② 業務継続に向けた取組の強化」参照。

(5) 衛生管理等について(感染症対策の強化)

◇厚労省指針8

(7) 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を**おおむね六月に一回以上開催**するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

ロ 感染症及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。

ハ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修**及び**訓練**を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

◆参考資料 P2

(1)① 感染症対策の強化（※経過措置3年の間は努力義務）

- ・「感染症の予防及びまん延防止のための**委員会**」の定期的な開催
  - 〔施設系以外〕（概ね6月に1回以上+感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催）
- ・感染対策**担当者**の配置
- ・「感染症の予防及びまん延の防止のための**指針**」の整備
  - 平常時の対策～事業所内の衛生管理（環境整備等）、ケアにかかる感染対策
  - 発生時の対応～発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関等との連携/報告、事業所内の/関係機関への連絡体制の整備・明記
- ・予防及び防止のための**研修**の実施（年2回以上及び新規採用時）
- ・発生時を想定した**訓練**（シミュレーション）の実施（年2回以上）

参考：「介護現場における感染対策の手引き」

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」

※いずれも仙台市HPに厚労省該当HPへのリンクを掲載しております。

◆参考資料 P2 ※前頁の「(1)② 業務継続に向けた取組の強化」参照。

## (6) 緊急時の対応

◇厚労省指針8 ※下線（二重線）が改正箇所

### (8) 緊急時の対応

(5)から(7)に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5)から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。

## (7) 安否確認又は状況把握

◇厚労省指針9(1)

### 五 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。

安否確認等の実施にあたっては、～（以下、略）～

## (8) 高齢者虐待防止の推進

◇厚労省指針9 ※下線（二重線）が改正箇所

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

ヘ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。



◆参考資料 P10

(5)② 高齢者虐待防止の推進（※経過措置3年の間は努力義務）

- 「虐待の防止のための措置に関する事項」について、**運営規程内**に定めなければならない。
- ‘虐待の未然防止’及び‘虐待等の早期発見’の観点、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するために、虐待の防止に関する措置を講じるものとする。
  - ・「虐待の防止のための対策を検討する**委員会**」を定期的開催。
  - ・委員会において検討して得られた結果（体制、再発防止策等）を従業者に**周知徹底**を図る。
  - ・「虐待の防止のための**指針**」の整備
  - ・虐待の防止のための**研修**の実施（年2回以上及び新規採用時）
  - ・措置を適切に実施するための**専任の担当者**を置くことが必要

（参考「令和3年度介護報酬改定Q&A（vol.3）」問1）

◆参考資料 P10

1. 虐待の防止のための対策を検討する**委員会**の実施

委員会では、具体的に次のような事項について検討することとする。そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 2. 虐待の防止のための指針の整備

指針には、次のような項目を盛り込むこと

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## 3. 研修について

※ 運営基準上、虐待防止のための研修の実施も必須になりました。これまで身体拘束等の適正化の研修内で虐待防止に関する内容を取り扱ってきた施設もあるかと思われませんが、今後は「身体拘束適正化の研修」「虐待防止のための研修」として、区別して実施する必要があります。

## (9) 事故発生防止の対応

◇厚労省指針12 ※下線（二重線）が改正箇所

### (8) 事故発生の防止の対応

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

◆参考資料 P9

(5)① 【施設系サービス】介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- ・介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、安全対策担当者を定めることを義務づける。
- ・事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。

○事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

イ 事故発生防止のための**指針**の整備

ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に**周知徹底**する体制の整備

ハ 事故発生防止のための**委員会**及び従業者に対する**研修**の定期的な実施（年2回以上及び新規採用時）

ニ イからハの措置を適切に実施するための**担当者設置**

(10) 電磁的記録等

○市指導指針 第11 電磁的記録等

1 電磁的記録による作成等に関する事項

国標準指導指針14(1)の規定により、電磁的記録による作成、保存その他これらに類するものを行う場合は、次の(1)から(4)までに定めるとおりとすること。

- (1) 電磁的記録による作成は、設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のア又はイの方法によること。
  - ア 作成された電磁的記録を設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
  - イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) その他、国標準指導指針14(1)において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。
- (4) また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省。2(5)において「国ガイダンス」という。）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省。2(5)において「国ガイドライン」という。）等を遵守すること。

2 電磁的方法による交付等に関する事項

国標準指導指針14(2)の規定により、電磁的方法により交付等を行う場合は、次の(1)から(5)までに定めるとおりとすること。

- (1) 電磁的方法による交付は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A」（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省。(3)において「国Q&A」という。）を参考にすること。
- (3) 電磁的方法による締結は、入居者等・設置者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、国Q&Aを参考にすること。
- (4) その他、国標準指導指針14(2)において電磁的方法により行うことができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、国標準指導指針又はこの指針の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、国ガイダンス及び国ガイドライン等を遵守すること。

◇厚労省指針 14

14 電磁的記録等

- (1) 作成、保存その他これらに類するものうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

◆参考資料 P8

(4)④署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等

- ・書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。
- ・事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。
- ・単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等がおこなわれたものとみなして取り扱うものとする。

(11) 経過措置等について

○市指導指針 第12 その他

1～3 略

4 認知症介護基礎研修の受講に係る経過措置等

(1) 認知症介護基礎研修の受講に係る経過措置

この指針の適用の日から令和6年3月31日までの間、国標準指導指針7(2)二の規定の適用については、同規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。

(2) 認知症介護基礎研修の受講に係る特例

新規採用、中途採用を問わず、新たに採用した職員に係る国標準指導指針7(2)二の規定の適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。なお、この特例を適用する場合においても、(1)の規定により、この指針の適用の日から令和6年3月31日までの間は、新たに採用した職員に対して当該研修を受講させるために必要な措置を講じることについても、努力義務として差し支えない。

5 業務継続計画の策定等に係る経過措置

この指針の適用の日から令和6年3月31日までの間、国標準指導指針8(5)の規定の適用については、同規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」と、「実施すること。」とあるのは「実施するよう努めること。」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

6 衛生管理等に係る経過措置

この指針の適用の日から令和6年3月31日までの間、国標準指導指針8(7)の規定の適用については、同規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。

7 虐待の防止に係る経過措置

この指針の適用の日から令和6年3月31日までの間、国標準指導指針9(4)の規定の適用については、同規定中「次の事項を実施すること」とあるのは「次のイ及びへへの事項を実施するとともに、次のロからホまでの事項を実施するよう努めること」とする。

□厚労省通知5その他(1)本通知の適用 ※抜粋

なお、今般、標準指導指針に新たに追加された計画の策定等について、指導等に当たっては、特定施設入居者生活介護の基準等においては、以下の一定の経過措置期間が設けられていること等に留意すること。

- ① 標準指導指針7(2)二に示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年3月31日までは努力義務としていること及び新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けていること。
- ② 標準指導指針8(5)に示す業務継続計画の策定、同指針8(7)に示す衛生管理等及び同指針9(6)ロからホに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年3月31日までは努力義務としていること。

## (12) 指導及び改善命令等の必要な対応について

□厚労省通知 ※下線（二重線）が改正箇所

### 2 指導上の留意点

#### (7) 有料老人ホームに対する指導

##### ①立入調査等

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。立入調査に当たっては、介護保険担当部局（管内の市町村の介護保険担当部局を含む。）とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行う。また、合理的な理由がなく、再三の指導に従わない場合は、老人福祉法に基づく改善命令等必要な対応を行うこと。特に、立入調査において、入居者の処遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命じられたい。

## 1.2 その他の資料等について

これまで有料老人ホーム向けの集団指導資料に「事故」及び「感染症等」の報告等に係る資料を掲載していましたが、介護サービス施設と同内容のため、市の集団指導ホームページの共通資料に掲載しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

その他にも高齢者福祉施設に関する資料を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

また、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和3年3月18日老高発0318第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長等通知：厚労省HP『介護報酬改定に関する通知等』に掲載）が自治体に対して通知されています。高齢者向け住まい等に併設等する介護保険サービス事業者への確認・指導等に関する内容ですが、入居者の介護サービスに関し、福祉部局が住宅部局と連携して契約内容の確認等を行うことも記載されており、有料老人ホーム事業所にも関係する通知ですので、ご確認をお願いいたします。



## 2 令和4年度立入検査について

### 2.1 立入検査計画等について

#### ◇立入検査計画◇ =====

- 本年度の立入検査に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等を踏まえながら実施する予定です。実施の詳細が決まりましたら、対象になる施設には通知させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

#### 実施 期間 及び 施設数

実施 期間：令和4年7月～令和5年2月

実施施設数：24施設

=====

#### (1) 立入検査及び指導根拠について

- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・有料老人ホームの設置運営標準指導指針について  
（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）
- ・仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針（令和3年6月29日健康福祉局長決裁）
- ・仙台市有料老人ホームの届出、報告等に関する事務取扱要綱（令和3年12月17日健康福祉局長決裁）

#### (2) 立入検査の重点項目について

立入検査の際に、特に重点を置いて確認させていただく項目を挙げております。また、記載されていない項目についても適切な運営を行うようお願いいたします。

#### 【重点項目】

有料老人ホームは、契約によりサービス提供が行われます。そのため、特に提供するサービス内容及び費用は、契約書・重要事項説明書・管理規程等に明記し、入居時において十分な説明を行った上で、契約に基づいたサービス提供を行うようにしてください。

※『高齢者虐待の防止』、『身体的拘束等の廃止（適正化）』、『認知症ケア』については、市でも特に重要な項目として後頁の「2.2 重点項目について」に別に記載しております。

## ■食事サービス

- ・住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、自立や要支援の方が比較的多く入居しています。特に自力摂取可能で見守りが不要である入居者の場合、食事中や食後に事業所職員が気づかない間に誤嚥を起こしているという事例もあります。
- ・予防対策として、入居時や体調不良及び状態変化時に誤嚥のリスクがあるか等を確認し、担当ケアマネージャーや家族と情報共有するよう努めてください。
- ・発生した場合に備えて、緊急時対応（救急要請や家族、関係機関への連絡体制等）を定め、職員に対する研修等での周知をお願いします。

## ■金銭等管理

- ・入居者の金銭、預金等は可能な限り入居者自身で行うこととなっています。
- ・上記以外で入居者自身からの依頼や、認知症等により管理が行えない場合は、身元引受人等の承諾を得た上で、事業所での管理を行うようにしてください。
- ・事業所で管理する場合は、「依頼又は承諾を書面で確認」「具体的な管理方法及び本人または身元引受人等への定期報告方法を管理規定等で定めること」により、適切な取り扱いをお願いします。

※金銭管理（預り金）は強制的に行うものではなく、管理できない事情がある場合のみ行うものですのでご注意ください。

※特定施設においても金銭管理（預り金）を行う場合は上記に沿って適切な管理を行うようにしてください。

## ■身体拘束・虐待防止 ※後頁にさらに記載。

- ・身体拘束は、介護保険施設だけでなく有料老人ホームにおいても緊急やむを得ない場合のみ、要件を満たしたうえで実施可能です。下記に記載しているのは、やむを得ず身体拘束を行う場合の流れとなりますので確認していただくようお願いします。

①緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性の3要件等）を検討。

※検討した内容は記録し残しておくこと。

②身体拘束を実施する前に、身元引受人等に十分な説明を行い、書面にて同意を得る。

③身体拘束を行う場合は態様・時間・入居者の心身の状況を記録しておく。

※身体拘束を長期間行うことは、入居者や家族にとっても負担となります。緊急やむを得ない理由で身体拘束を継続する場合は、定期的に必要性を見直し改めて①～③の流れで実施してください。

- ・住宅型有料老人ホームでも無意識のうちに虐待（が疑われる行為）や不適切なケアを行っていることが報告されています。特に、入居者に対する処遇・接遇が適切に行われていないという事例・

苦情が多く、事業所全体としての意識が統一されていないことや職員へのストレスケア、設置者及び管理者による管理体制が不十分であることが要因となっています。

#### ■緊急時の対応（災害関係）

- ・災害等が発生した場合に備えて、業務継続計画を策定するとともに、消防法等に基づいた具体的な防災体制や避難計画等を整備・周知し、発生を想定した定期的な訓練を行ってください。  
※訓練は、日中の想定だけでなく、夜間帯を想定した訓練も行うこと。
- ・特に4階以上の高層建築物にあっては、高層階に自力で避難が可能な方を入居させるなど、具体的な避難の方策を検討するようにしてください。

#### ■職員の研修

- ・住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の職員においては、併設の介護事業所職員と兼務している場合がありますが、介護事業所側の研修だけでなく、有料老人ホームとしても定期的な研修を行い、適切な運営がなされるよう努めてください。

※研修項目・・・「業務継続計画」「感染症の予防及びまん延の防止」「虐待の防止」「身体的拘束等の適正化」「事故発生の防止」が指針に明記されており、介護サービスを提供している場合は「認知症」「介護技術」等の項目が考えられます。

◇厚労省指針7

##### (2) 職員の研修

- 一 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。

#### ■事故発生の防止の対応等（予防／発生時の対応／再発防止）

- ・自立や介護度の低い方が入居している有料老人ホームでは、介助や見守りが不要な入居者が多く、転倒や誤嚥、溺水等が発生していることに気づきにくい状況となります。そのためにも予防・対応について整備しておくようお願いします。
  - ①予防・・・事故発生時の対応・報告方法等が記載された指針（マニュアル）を整備、発生後の原因分析や改善策について職員に周知徹底を図る体制の整備等。
  - ②発生時の対応・・・状況確認・医療機関への連絡・行政等の関係機関や身元引受人等に対する報告等の必要な措置を行い、記録に残すこと。

## ■利用料等

- ・利用料については、特にトラブルになりやすいため、下記に記載している項目について、あらかじめ確認してください。

### ①前払金がある場合

- ・受領禁止の権利金等に該当していないこと、前払金の算定根拠を契約書等に明示し、契約時に十分な説明を行うこと。
- ・退去に伴う返還に備え、返還額の計算方法、返還額を契約書に明示し、十分な説明を行った上で確実に返還すること。

### ②その他の利用料

- ・介護等その他の日常生活上必要な利用料は、サービスに必要な費用の額（食費・介護費用その他の運営費等）を基礎とし、適切な額とすること。

※用途不明な利用料やサービスに見合わない高額請求は行わないようご注意ください。

## 2.2 重点項目について 『高齢者虐待防止』/『身体的拘束等廃止』/『認知症ケア』

入居者保護のため、また、尊厳が守られ自立支援に資するサービスが行われているかの観点から、『高齢者虐待の防止』、『身体的拘束等の廃止（適正化）』及び『認知症ケア』については、各事業所での取組みを重点的に確認させていただきます。

### 『高齢者虐待』、『身体的拘束等』及び『不適切ケア』の事例への対応について

- ・ 本市に対して、施設職員からの通報により監査となる事例が続いております。
- ・ 監査（立入検査）の中では、不適切な対応が確認されるとともに、介護保険施設の運営基準及び有料老人ホーム厚労省指針に記載されている『身体的拘束等の廃止（適正化）』及び『高齢者虐待の防止』の取組みが適切に実施されておらず、当取組みにより期待される予防的効果も十分に機能していないように見受けられます。
- ・ また、職員への聞き取りの中でも、かなり前から不適切な対応が生じていたり、職員から入居者への態度やケアにおける課題等も確認されているなど、突発的なケースではなく、元々のリスクが表面化や悪化したものとも見受けられます。
- ・ ご家族からの苦情も多く、面会制限の影響もあるかと思われませんが、利用者の状態変化等について、不適切ケアや虐待を心配する声も市に寄せられています。



- ・ 本市でも、施設職員による不適切な事例が続いていることを重く受け止め、令和4年2月10日に「高齢者福祉施設における不適切ケア及び虐待が疑われる事例の速やかな対応について」という通知を各事業所に送付し、下記の対応についてお伝えしました。
  - 利用者の状態変化等やそれに応じたケアについて、今後ともなお一層、事業所担当者からご家族へ丁寧な説明等やご家族との情報共有に努めていただく。
  - 虐待（疑い含む）事例が生じた際には、市への速やかな報告や通報等。
  - 令和3年度の改正より厚労省指針に追加となった「虐待の防止」の取組みを、事業所で検討し、実施可能なものからご対応いただく（令和6年3月31日までは努力義務）。

## 『高齢者虐待の防止』

- ・高齢者虐待防止法では、高齢者の養護者のほか、養介護施設従事者等による虐待の防止について規定されています。また、介護保険法については、人格尊重義務違反に該当し、状況によっては指定取消等の行政処分となる可能性があります。
- ・有料老人ホームにおいても、老人福祉法に基づき、行政処分となる可能性があります。

・なお、養介護施設従事者による高齢者虐待の定義は次のとおりです。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

・虐待の発生又は再発を防止するため、厚労省指針において各事業所での措置が定められています。

- イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。（参考：特定施設入居者生活介護では年2回以上及び新規採用時）
- ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ヘ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

## 『身体的拘束等の廃止（適正化）』

- ・介護保険法では、高齢者の尊厳を守ることを法の目的とし、運営基準によって、「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」旨が規定されています。有料老人ホームの厚労省指針でも同様に規定されています。
- ・このように身体的拘束等の原則禁止規定が置かれた上で、例外的に身体拘束を行う場合の要件が規定されています。しかしながら、身体的拘束等は、利用者本人にとって身体的、精神的、社会的弊害をもたらし、利用者の自立を阻害することになります。そしてそれは例外的に身体的拘束等を行う場合であっても、身体的拘束等を行う以上、それらの弊害が軽減されるわけではありません。
- ・身体的拘束等が行われている場合は、まずは**切迫性、非代替性、一時性の三つの要件**をすべて満たしているか、の検討が必要になります。また、利用者本人や家族に説明し十分な理解を得なければなりません。
- ・身体的拘束等に関する記録も必要であり、記録がない場合は、身体的拘束等を行う理由や検討経過がわからず、高齢者虐待に該当してしまう恐れがあります。
- ・もしもやむを得ない理由があり、引き続き身体的拘束等を行うためにも、この三つの要件に該当するか、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね解除を実行できないか等を十分検討し、その要件を満たさなければ身体的拘束等を行うことはできません。
- ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行うよう、厚労省指針において**各事業所での措置**が定められています。

### ◇厚労省指針 抜粋

#### 8 有料老人ホーム事業の運営

##### (3) 帳簿の整備

老人福祉法第29条第4項の規定を参考に、次の事項を記載した**帳簿**を作成し、2年間保存すること。

イ～ハ 略

ニ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

## 9 サービス等

(1)～(4) 略

(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に**周知徹底**を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための**指針**を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修**を定期的実施すること。（参考：特定施設入居者生活介護では年2回以上及び新規採用時）

### ■参考：特定施設入居者生活介護

#### ○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

対策を検討し、報告及び改善のための方策を定め、周知徹底する。

イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

ハ 身体的拘束適正化委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。

ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

#### ○身体的拘束等の適正化のための指針

イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

ニ 施設内での発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針



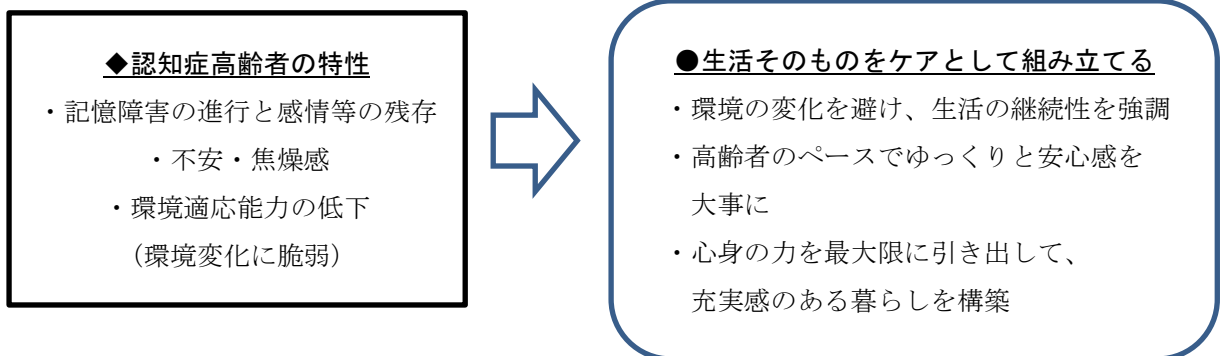
## 『認知症ケア』

- ・介護サービスを担うすべての事業所及びその従業者に対し、研修等を通じて認知症に関する十分な知識と理解の習得を促し、専門性と資質の確保・向上を図ることが必要である。



- ・令和3年度介護報酬改定に伴う厚労省指針の改正により、認知症への対応力向上に向けた取組の推進として、介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること、と規定されました。
- ・また、施設内研修においても、1年に1回は認知症をテーマにした研修を開催していただくようお願いしております。

～認知症ケアの基本～高齢者の尊厳を支えるケアの確立～



- ・認知症の利用者に対し、本人なりの生活の仕方や潜在する力を周囲が大切に、その人の人格を尊重してその人らしさを支えることが必要であり、「尊厳の保持」をケアの基本としなければならない。
- ・さらに認知症の症状や進行に対応できる個別の介護サービスのあり方や安心感を与えるような周囲の関わり方を明らかにし、本人の負担を取り除き、生活の安定等を図っていかなければならない。